東日本大震災・政府の新たな取り組みとその成果(例)

	分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
被災者支援	物資・情報 の提供	災害救助法に基づき対応		
		被災地における物資供給は自 治体の業務	○緊急物資供給の一部を国が直接実施 ・物流マネージャーの派遣や新たな物資への対応など各種の取組みにより食料・飲料や生活用品等を調達し、供給拠点まで輸送。さらに一部避難所には自衛隊が直接搬送。	発災当初約47万人に上った被災者の 方々の生活を維持
		被災地における被災者への情 報提供は本来自治体の業務	○国による被災者への情報提供 ・壁新聞(約4,000箇所に掲出)やハンドブック(累計発行部数約170万部)、復旧・復 興支援制度検索サービス等により情報提供(国から被災者に直接「壁新聞」などで 情報提供。初期は自衛隊の力を借りて避難所に届け、落ち着いてからはコンビニや 郵便局に掲示するなどの工夫)	・国が食料約2,621万食、燃料約1,603 万&を提供
			○仮設住宅の早期完成 ・(社)住宅生産団体連合会に対して、早期の供給を要請するなど、関係団体や事業者に対し、建設の早期化に係る協力要請を実施。	発災当初約47万人に上った避難者は、 9月頃までには、おおむね仮設住宅等 に入居
			・用地確保等の支援のため、震災翌日より被災県に国土交通省職員を派遣。	・平成24年3月27日現在で建設仮設住
	仮設住宅	阪神淡路大震災の時には高齢 者、障害者に限定して民間賃 貸住宅を借上げ。	〇民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げる仕組みを積極的に活用。また、 応急仮設住宅等に避難等している人の数は32.6万人(うち民間借上げ型18.2万人、 建設仮設住宅11.7万人)	宅は5.3万戸(入居率93%)、民間借上 げの戸数は6.9万戸
		新潟県中越地震の際は建設仮 設住宅3,460戸に対し、借上げ は174戸。	〇仮設住宅における自治会の設置状況、各団地ごとの集会所提供状況等を把握。 〇平成24年8月から9月にかけて50市町村3,231世帯を対象として居住環境等に関するアンケートを実施。	・自治会の設立状況は全体の88.9%。 (阪神・淡路大震災の時は63.1%)

	分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
被災者支援	被災者支援	災害ボランティアの活動と国の 連携が希薄。	〇国の施策や事業の内容について情報提供・丁寧な解説を行い、被災者のために活動を行うNPO等の取組を支援。 ・NPO活動の障害となる制度や手続きの運用等に関する問い合わせに対して、随時説明、又は必要に応じて関係省庁に照会。 ・被災者支援のためにNPO等が活用可能な予算について一覧にまとめ、ホームページへの掲載や各種会議等での説明を通じ周知。 ・個人情報の扱いなどNPO等の活動の好事例の把握と他地域への伝播を推進 ※ 発災直後の3月16日、内閣官房に「震災ボランティア連携室」を設置。半年経過後の9月16日には室を廃止し、復興対策本部事務局に「震災ボランティア班」を設置し、震災ボランティア連携室の事務を継承。さらに事務局廃止後は、復興庁の「ボランティア・公益的民間連携班」で当該事務を継承。	・ボランティアの高速道路通行手続の簡素化などを実現 ・NPO等が国の各種事業の委託を受けたり、他の関係団体と連携しながら、国の施策実施に協力
		避難者の状況は自治体で把握	○全国の避難者情報を国でとりまとめ、2週間に1回公表、被災地自治体に提供。 ○3県の避難所の環境把握を実施。	・全国の避難者の分布、人数、推移についての情報を国、自治体、報道機関等と共有。生活水準の向上を促進。
			〇「原発避難者特措法」を公布、施行。	・住民票を移さなくても避難先自治体で行政サービスを受けられるようにした。
		被災者生活支援は原則市町村 業務	政府に責任組織を設置し、一元的に対応(被災者生活支援本部)	

	分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
		キの撤 本来、災害廃棄物の処理は、 自治体の責任	〇災害等廃棄物処理に係る制度等の整備 ・国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例立法を施 行	・相馬市及び新地町からの国による代 行要請に対応中。
			・損壊家屋の撤去等について、法律的観点から民有地でのガレキ処理等について 指針を取りまとめ。	・散乱ガレキのうち居住地近傍のもの については、平成23年8月末までに全 ての市町村で撤去完了。
			・主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等のマスタープランをとりまとめ。	※災害廃棄物全体の撤去率は74% (散乱ガレキは96%)
			・その他、被災した自動車、家電リサイクル法対象品目、パソコン、アスベストや PCB当の有害廃棄物の取扱について、各自治体に周知	
復	ガレキの拗		〇災害等廃棄物処理事業の特例	・現地での災害廃棄物の処理を推進す
			・国費率のかさ上げ、基金の活用により、平均で95パーセントを国費、残りは特別交付税で措置。	るため、岩手県、宮城県に、25基の仮設焼却炉の建設を進めており、既に5基が稼働。
			・従来の補助金では対象外だった施設や建築物の基礎部分を対象とするなど事業 対象を拡充。	
			〇自治体によるガレキ処理の支援	
			・岩手、宮城、福島3県に環境省廃棄物関係職員を常駐、また、環境省職員・研究者・技術者チームを巡回訪問させきめ細かい支援。	
			・被災地以外で広域処理を推進。	・青森県、山形県、東京都内の処理施設において、岩手県及び宮城県の災害廃棄物を受入れ、処理。
	インフラ等 の復旧		〇公共施設の復旧について事業計画・工程表を作成し、進行管理 (全体版と地域版(市町村毎等)、公共インフラ以外も作成)	・浸水地域、原発避難区域等を除き、インフラ、公共サービスはおおむね復旧
復旧			〇現地における人的支援、設計図書の簡素化、机上査定額の大幅な拡大等により、災害査定の事務手続き迅速化	·緊急災害対策派遣隊のベ17,234人 (平成23年6月5日時点)
			〇査定前着工の容認	・災害査定の進捗率は9割以上で、本格的な復旧に着手
			〇被災自治体の財政支援 ・東日本大震災財特法による、地方公共団体等に対する国庫補助率のかさ上げ等 (阪神・淡路財特法と比較して、対象項目を拡大)	地方公共団体等への特別の財政援助 等を通じ、被災地の復旧を下支え
			・震災復興特別交付税 (復旧事業費の自治体負担部分を全額措置)	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O

	分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
復興	復興地域づくり		○「減災の考え方」に基づいた地域づくり ・高台移転のため防災集団移転促進事業につき戸数要件の引き下げ等を実施。 ・区画整理による嵩上げ事業の実施(住宅地や漁港など公共施設だけでなく民間部にも適応) ・海岸堤防の高さの設定基準を策定 ・多重防御 ○国土交通省職員を中心として国やUR等の専門家が各市町村に頻繁に出向き、復興計画策定を支援。	平成23年3月末までに、予定のあった 沿岸被災自治体において復興計画等 を策定済み
		被災地に着目して規制等の特例を総合的に講ずる仕組みな し。	・地方公共団体が作成する復興特区に係る計画に基づき、規制・制度の特例、税・財政・金融上の特例、土地利用再編の特例を活用し、産業の活性化や雇用創出。 〇復興交付金の創設 ・復興地域づくりに必要となるハード事業を中心に40事業を一括化したほか、地方	・平成24年3月31日現在、復興推進計画について、14件の申請、10件について認定 ・平成24年3月2日、第1回目の配分可能額を通知(事業費約3,053億円、国費
			公共団体の負担の軽減、使途の自由度の高い資金の確保(効果促進事業等)、執 行の弾力化や手続きの簡素化等を措置。	約2,509億円)

	分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
			〇企業の資金繰り対策 ・災害対策融資、保証について、貸付限度額・利率・据置期間・信用保証限度額を 拡充。直接被害のみならず、間接被害も対象化。	・資金繰り対策について、震災後の貸付合計 額は約22万件、約4.5兆円、債務保証合計 額は約33万件、約6兆円
			〇二重ローン対策 ・「産業復興相談センター」、「産業復興機構」及び「㈱東日本大震災事業者再生支援機構」を設立し、被災債権の買取り、金融機関との条件変更等による再生支援体制を整備。	・岩手県、宮城県、福島県、茨城県で既に相談センター及び産業復興機構を設立済み。3月から㈱再生支援機構も業務を開始。相談センターでは、735社の事業者の相談に対応。
				・被災事業者は8割程度まで事業再開。
復	産業・雇用 ①	融資制度・信用保証制度、高度化融資制度を活用した被災自治体による仮設工場の整備(阪神淡路大震災後、神戸市内に6ヶ所設置)、中小企業事業協同組合等の共同施設・設備への復旧補助	〇仮設工場·事務所·店舗の整備 ・(独)中小企業基盤整備機構が、復興商店街、水産業向け施設、工業団地の仮設 工場など自ら仮設の事業施設を整備して市町村へ貸与。	・3月16日現在、仮設工場・事務所・店舗は、 累計535ヶ所の要望を受け、378ヶ所の市 町村との基本契約を終了して、大半が既に稼 働中。
興			○被災中小企業等グループの施設復旧支援 ・地域経済復興のリード役となり得る事業者のグループに対し、事業者の施設・設	・198グループ(約3200者強)に2202億円 を交付。
			備の復旧費用に対して3/4補助を実施。	・24年1月の被災地の鉱工業生産指数は9 2. 4となり、震災直前(23年2月)の96. 9と ほぼ同じ水準まで回復。津波浸水地域でも4 割まで回復。
			〇ふくしま産業復興企業立地支援事業 ・特に原子力災害により甚大な被害を受けた福島県に対して基金を造成し、県外からの新規立地や県内での新増設等を行う企業に対して工場立地経費等の補助を 実施。	・ふくしま産業復興企業立地補助金は、第1回目の公募を実施。予定を上回る応募があり、企業の立地意欲を促進。
			〇燃料貯蔵、供給施設の復旧及び災害対応能力強化 ・LPガスや都市ガス、石油製品等の供給設備の備蓄機能や安定供給機能の強化	・石油精製能力は平成23年4月中旬に震災 前の水準に回復。
				・東北6県で207ヶ所を緊急重点SSに指定し、燃料の重点供給を実施。平成23年5月末には東北地方の96%のSSが稼働。

	分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
復興	産業・雇用	・雇用創出基金の事業は緊急 雇用創出(原則6か月間)に留 まる。 ・新潟県中越地震の際は雇用		・震災後、平成24年1月までに被災3県において2万9千人超の雇用を創出・被災者雇用開発助成金は、平成23年5月に創設以来、平成24年2月末までで約6,900件を支給決定、助成総額約26億円
		保険の給付延長なし。 ・雇入れ助成は高齢者、障害者等を雇った場合の助成(特定求職者雇用開発助成金)に留まる。	・雇用保険の給付延長(最大210日延長) ・きめ細かな就職支援(仮設住宅へ出向く出張相談会の開催や、個々の求職者に応じた担当者制による個別対応など)や職業訓練の機動的拡充・実施 ・震災による離職者等を雇用した事業主に対する助成金(被災者雇用開発助成金)の創設	・被災3県の就職件数は、平成23年4月 ~24年1月で123,551件と、震災後大幅 に増加。
		・水産加工施設の整備に関し ては漁協中心に支援	〇一次産業の経営継続に対する支援を大規模に実施・農業者・漁業者のグループによるがれきの片づけなどの活動資金を支援・国・県等が除塩事業、農地及び農業用施設の災害復旧の事業を実施・収益性の高い漁業への再編、及び、養殖業の共同化による生産の早期再開に必要な経費(人件費、燃油費、資材費等の操業費用及び生産費用)を支援する事業(がんばる漁業・養殖業復興支援事業)を創設・水産加工流通に係る共同利用施設の整備支援につき、対象を民間団体に拡大・国内観光需要の喚起のため、「東北観光博」(24.3.18~)開催、「東北・北関東を訪問することによる復興支援運動」の展開等	・平成24年3月1日現在、津波被災農地 2万haの約36%で復旧が完了し、営農 再開見込み ・平成24年1月末現在、主要魚市場の 水揚げ数量は、前年同月比で約71% に回復 ・平成24年1月末現在、被害を受けた 水産加工施設(831施設)のうち、417 施設が業務再開
	その他		 ○被災自治体の財政支援 ・震災復興特別交付税(復興事業費の自治体負担部分を全額措置) ○復興対策本部、復興庁、復興局の設置 ○国としてワンストップ対応実施 ○福島県との協議会など自治体との意見交換会を現地で実施し、要望や問題点をすいあげ ○復興予算を復興庁に一括計上 ○他自治体から被災自治体への職員応援を斡旋 	復興事業費の負担軽減を通じ、被災自 治体の復興の取組を下支え
法	律の成立	阪神淡路大震災の関連法律15件	〇平成23年度内に36件の法律を整備	